○国土交通省告示第千二百四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十一月二日　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ―1605	一酸化炭素等発散防止装置　スバル　ＧＢＤ－ＥＮ07－１	富士重工業株式会社　東京都新宿区西新宿一丁目７番２号
㊞Ｇ―1933	一酸化炭素等発散防止装置　スバル　ＡＢＡ－ＥＮ07－４	〃
㊞Ｇ―1934	一酸化炭素等発散防止装置　スバル　ＡＢＡ－ＥＮ07－５	〃
㊞Ｇ―2013	一酸化炭素等発散防止装置　スバル　ＧＢＤ－ＥＮ07－２	〃
㊞Ｇ―2014	一酸化炭素等発散防止装置　スバル　ＥＢＤ－ＥＮ07－１	〃
㊞Ｇ―2015	一酸化炭素等発散防止装置　スバル　ＥＢＤ－ＥＮ07－２	〃
㊞Ｇ―2215	一酸化炭素等発散防止装置　スバル　ＥＢＤ－ＥＮ07－３	〃

○国土交通省告示第千二百五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十一月二日　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｃ―1019	年少者用補助乗車装置　リーマン　ＬＧＡ－411	リーマン株式会社　愛知県愛西市西保町南三原68－１
㊞Ｃ―2039	年少者用補助乗車装置　リーマン　ＬＹＣ－521	〃
㊞Ｃ―2053	年少者用補助乗車装置　リーマン　ＬＹＤ－361	〃
㊞Ｃ―2054	年少者用補助乗車装置　リーマン　ＬＹＤ－351	〃
㊞Ｃ―2509	年少者用補助乗車装置　リーマン　ＬＹＣ－551	〃
㊞Ｃ―2523	年少者用補助乗車装置　リーマン　ＬＧＣ－711	〃

○国土交通省告示第千二百六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十一月二日　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ―2047	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＣＢＡ３ＳＺ－ＶＥ－２	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第千二百七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十一月二日　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ―2082	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＶＥ－７	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第千二百八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十一月二日　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ―2054	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－２ＺＲ－ＦＡＥ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊞Ｇ―2055	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－２ＺＲＦＡＥ１	〃
㊞Ｇ―2056	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－３ＺＲＦＡＥ２	〃

○国土交通省告示第千二百九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十一月二日　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ―1714	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－１ＮＺ－ＦＥ６	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊞Ｇ―1715	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－１ＮＺ－ＦＥ７	〃
㊞Ｇ―2173	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－２ＺＲＦＡＥ８	〃
㊞Ｇ―2174	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－２ＺＲＦＡＥ９	〃

○国土交通省告示第千二百十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十一月二日　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＴＤ２－７	運行記録計　パナソニック　ＪＴ－Ｄ201ＤＴ	パナソニックシステムネットワークス株式会社　東京都目黒区下目黒２丁目３番８号

○国土交通省告示第千二百十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十一月二日　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ―1646	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－２ＡＺ－ＦＥ３	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊞Ｇ―1772	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－２ＡＺ－ＦＥ６	〃
㊞Ｇ―1872	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－２ＧＲ－ＦＥ２	〃
㊞Ｇ―2177	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－１ＮＺＦＥ12	〃